

新上五島町との裁判の判決について

第1 1 本件支出（びっぐあーすの検査費用を町が負担したこと）をしたのが違法であるか否かが本件の最大の争点であったが、これにつき原告は主たる違法原因として、地方自治法244条の2第3項違反（指定管理者制度違反）、同法第232条2の補助金の公益性に関する違反、憲法の平等原則違反の3つを主張したが、本判決はこの3つのうち、原告が最も重要なものとし、被告も最も強く争ってきた244条の2第3項違反については全く無視をしており、致命的な欠陥を有する判決である。

2 判決は当事者双方の主張を十分に把握した上で結論を左右する争点を整理し、争点つき法的判断を加えて、原告の主張が認められるか否かを判断する必要があるが、本判決は244条の2第3項に関する原告の主張及びそれに対する被告の反論を全く無視しているが、これは当事者の主張の最も重要な部分が無視したものであり、極めて重大な過ちを犯している。

原告の244条の2第3項に関する主張が無視したのは、法244条の2第3項を無視したものと同等であり、事案に関して最も関係のある法令を無視するのは、裁判官の基本的な責務に反するものといえる。

3 244条の2第3項に関する原告と被告の主張は以下のよう
に整理することができる。

九州商船の主張（原告）	新上五島町の主張（被告）
① 指定管理者制度においては、	サービスの向上はともかく、経費

サービスの向上と経費の削減（節減）が必要である。	の削減（節減）は不要である。
② ①に関して総務省の有権解釈があり①の内容になっている。	総務省の有権解釈はない。いずれにしても、サービスの向上・維持しか求められていない。
③ 244条の2第3項は指定管理者の指定の時だけでなく、指定管理者制度の存続期間全体にわたって適用される。	244条の2第3項は指定管理者の指定の時に適用される。 したがって、本件支出は244条の2第3項の適用は受けない。
④ 平成15年の指定管理者制度が創設された時以来、244条の2第3項の条文及び総務省の解釈には何の変更もなく、現在に至っている。	仮に平成15年の総務省の解釈で経費の削減が指定管理者制度の要件・要素になっていたとしても、その後（主に平成20年）解釈に変更があり、経費の削減は要素・要件ではなくなった。
⑤ 現在においても、各自治体において、平成15年改正法当時の総務省の解釈に基づき、指定管理者制度の実施がなされており、これに反する自治体は原告の知る限りではない。	東京都のホームページで経費の削減が残っているのは、ホームページの更新ミスである（証拠の提示なし）。
⑥ 自治体が必要と判断しても、自治体は244条の2第3項に反することはできない。	自治体が必要と判断すれば、経費の削減をせず、公金を必要に応じて支出しても違法ではない。

4 以上のように原告と被告の主張は3つの争点のうち、最も重要な争点である244条の2第3項の指定管理者制度において極めて重要な相違があり、いずれの主張を採用するのかによって本件の結論が左右されるにも拘らず、全く同条に関する原告の主張を無視するが、これは同条の存在を無視するのと同義である。即ち、本判決は、本件に関する最も重要な法令を無視するものであり、その過ちは極めて重大である。

第2 当社は上記に基づき、不当な本判決に対する控訴を行い、本判決の是正を求めていく予定であるが、それとともに、本訴訟の対象以後びっぐあーす等に関する指定管理者制度に関して、第3次訴訟を提起し、原告のこれまでの主張と基本的に同一の主張を行っていく予定である。

以上